議案第8号～第16号

令和４年２月２１日

令和４年２月定例議会議案

鈴　　鹿　　市

議　案　目　次

議案第 8 号　鈴鹿市学校給食費等に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
議案第 9 号　鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・ 5
議案第 10 号　鈴鹿市職員給与条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
議案第 11 号　鈴鹿市特別会計条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
議案第 12 号　鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
議案第 13 号　佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の一部改正について・・・・・・・ 23
議案第 14 号　鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について・・・・・・・ 33
議案第 15 号　鈴鹿市消防団条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
議案第 16 号　市道の認定について・・・ 49

議案第８号

鈴鹿市学校給食費等に関する条例の制定について

鈴鹿市学校給食費等に関する条例を次のように制定する。

令和４年２月２１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市学校給食費等に関する条例

（　別　紙　）

提案理由

学校給食費等の公会計化に伴い，鈴鹿市学校給食費等に関する条例を制定するについて，地方自治法第９６条第１項の規定により，この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市学校給食費等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は，市が設置する小学校及び中学校において実施する学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第３条第１項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）に係る学校給食費並びに市が設置する幼稚園において実施する給食（以下「幼稚園給食」という。）に係る給食費（以下「幼稚園給食費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　学校給食費　学校給食法第１１条第２項に規定する学校給食費をいう。

（２）　学校給食費負担者　学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。）をいう。

（徴収）

第３条　市長は，学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

２　学校給食費の額は，規則で定める。

（納付）

第４条　学校給食費負担者は，学校給食費を規則で定める日（第６条第１項において「納期限」という。）までに納付しなければならない。

（減免）

第５条　市長は，特別の理由があると認めるときは，規則で定めるところにより，学校給食費を減額し，又は免除することができる。

（遅延損害金）

第６条　市長は，学校給食費負担者が納期限までに学校給食費を納付しないときは，民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条及び第４１９条第１項の規定により，

当該学校給食費の額に，当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。

２　前項の遅延損害金の算定方法は，規則で定める。

３　前条の規定は，第１項の遅延損害金の減額及び免除について準用する。

（幼稚園給食費）

第７条　第３条から前条までの規定は，幼稚園給食費について準用する。この場合において，これらの規定中「学校給食費負担者」とあるのは「幼稚園給食を受ける幼児の保護者（学校教育法第１６条に規定する保護者をいう。）」と，「学校給食費」とあるのは「幼稚園給食費」と，第３条第２項中「規則」とあるのは「学校給食費に準じて規則」と読み替えるものとする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和４年９月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

３　この条例の施行の日前に実施した学校給食に係る学校給食費及び幼稚園給食に係る幼稚園給食費については，なお従前の例による。

議案第９号

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年２月２１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和する等について，地方自治法第９６条第１項の規定により，この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成４年鈴鹿市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。 （１）・（２）　　略 （３）　次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア)　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子を	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。 （１）・（２）　　略 （３）　次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア)　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 (イ)　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子を

いう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあっては，２歳に達する日）までに，その任期（任期が更新される場合にあっては，更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員	いう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあっては，２歳に達する日）までに，その任期（任期が更新される場合にあっては，更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
（イ）　略	（ウ）　略
イ・ウ　略	イ・ウ　略
（部分休業を請求することができない職員）	（部分休業を請求することができない職員）
第21条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。	第21条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は，次に掲げる職員とする。
（１）　略	（１）　略
（２）　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）	（２）　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。） ア　特定職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 イ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員
第24条　略	第24条　略

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等） 第25条　任命権者は，職員が当該任命権者に対し，当該職員又はその配偶者が妊娠し，又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは，当該職員に対して，育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに，育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は，職員が前項の規定による申出をしたことを理由として，当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第26条　任命権者は，育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため，次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　職員に対する育児休業に係る研修の実施 （２）　育児休業に関する相談体制の整備 （３）　その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置	
第27条　　略	第25条　　略

附　則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。

議案第１０号

鈴鹿市職員給与条例の一部改正について

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年２月２１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務に従事した救急救命士の資格を有する消防職員に対し特殊勤務手当を措置するための規定を加えるについて，地方自治法第９６条第１項の規定により，この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員給与条例（昭和２４年鈴鹿市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則 （防疫等作業手当の特例） ７　職員が，新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。第９項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときは，防疫等作業手当を支給する。この場合において，第41条の５の規定は，適用しない。 ８　　略 （特殊勤務手当の特例） ９　第41条の３に定めるもののほか，救	附　則 （防疫等作業手当の特例） ７　職員が，新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときは，防疫等作業手当を支給する。この場合において，第41条の５の規定は，適用しない。 ８　　略

急救命士法（平成３年法律第36号）第２条第２項に規定する救急救命士の資格を有する消防職員が，市が実施する集団接種の会場（市民等が集まりワクチンを接種する会場をいう。）において新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務に従事したときは，新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。 10　前項の手当の額は，従事した日１日につき3,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。	

附　則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の附則第７項，第９項及び第１０項の規定は，令和３年４月１日から適用する。

議案第１１号

鈴鹿市特別会計条例の一部改正について

鈴鹿市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年２月２１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市特別会計条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するについて，地方自治法第９６条第１項の規定により，この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市特別会計条例の一部を改正する条例

鈴鹿市特別会計条例（昭和３９年鈴鹿市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（設置） 第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第２項の規定により，次の各号に掲げる特別会計を，当該各号に定める目的のため設置する。 （１）・（２）　　略 （３）・（４）　　略	（設置） 第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第２項の規定により，次の各号に掲げる特別会計を，当該各号に定める目的のため設置する。 （１）・（２）　　略 （３）　住宅新築資金等貸付事業特別会計　住宅新築資金等貸付事業 （４）・（５）　　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第１条第３号の住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る令和３年度の収入，支出及び決算については，なお従前の例による。

議案第１２号

鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について

鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年２月２１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

鈴鹿市立椿幼稚園を廃園するについて，地方自治法第９６条第１項の規定により，この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立幼稚園条例（昭和３２年鈴鹿市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の名称及び位置は，次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>鈴鹿市立旭が丘幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table></td><td>（名称及び位置）
第２条　市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の名称及び位置は，次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>鈴鹿市立旭が丘幼稚園</td><td>略</td></tr><tr><td><u>鈴鹿市立椿幼稚園</u></td><td><u>鈴鹿市山本町750番地</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。

議案第１３号

佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の一部改正について

佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年２月２１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

公の施設の管理を指定管理者から市に変更するに当たり所要の規定整備を行うについて，地方自治法第９６条第１項の規定により，この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の一部を改正する条例

（佐佐木信綱記念館条例の一部改正）

第１条　佐佐木信綱記念館条例（昭和６１年鈴鹿市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
	（指定管理者による管理） 第４条の２　記念館の管理は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により，法人その他の団体であつて，教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 （指定管理者が行う業務の範囲） 第４条の３　指定管理者は，次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　第４条第１号に規定する事業に関する業務 （２）　第５条第１項に規定する使用の許可に関する業務 （３）　第８条に規定する参観の制限に関する業務 （４）　第９条第１項に規定する使用料

	の収納に関する業務 （５）　第11条第１項に規定する使用の許可の取消し等に関する業務 （６）　記念館及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務 （７）　前各号に掲げるもののほか，記念館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務
（参観時間等） 第４条の２　記念館の参観時間は，午前９時から午後４時30分までとし，記念館の使用時間は，午前９時から午後９時までとする。ただし，教育委員会が特に必要と認めたときは，これを変更することができる。	（参観時間等） 第４条の４　記念館の参観時間は，午前９時から午後４時30分までとし，記念館の使用時間は，午前９時から午後９時までとする。ただし，指定管理者が特に必要と認めたときは，教育委員会の承認を受けて，変更することができる。
２　第６条第１項に規定する資料の特別利用の利用時間は，午前９時から午後４時30分までとする。ただし，教育委員会が特に必要と認めたときは，これを変更することができる。	２　第６条第１項に規定する資料の特別利用の利用時間は，午前９時から午後４時30分までとする。ただし，教育委員会が特に必要と認めたときは，変更することができる。
（休館日） 第４条の３　記念館の休館日は，次に掲げるとおりとする。ただし，教育委員会が特に必要と認めたときは，これを変更し，又は臨時に休館にすることができる。 （１）・（２）　略	（休館日） 第４条の５　記念館の休館日は，次に掲げるとおりとする。ただし，指定管理者が特に必要と認めたときは，教育委員会の承認を受けて，これを変更し，又は臨時に休館にすることができる。 （１）・（２）　略
（使用の許可） 第５条　資料館の講座室又は和室及びそ	（使用の許可） 第５条　資料館の講座室又は和室及びそ

れらの附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は，教育委員会の許可を受けなければならない。	れらの附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は，指定管理者の許可を受けなければならない。
２　教育委員会は，前項の許可に当たり管理運営上必要な条件を付すことができる。	２　指定管理者は，前項の許可に当たり管理運営上必要な条件を付すことができる。
（資料の特別利用の許可）	（資料の特別利用の許可）
第６条　　略	第６条　　略
２　前条第２項の規定は，前項の許可について準用する。	２　前条第２項の規定は，前項の許可に準用する。
（許可の基準）	（許可の基準）
第７条　教育委員会は，第５条第１項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該施設等の使用（以下「使用」という。）を許可しないものとする。	第７条　指定管理者は，第５条第１項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該施設等の使用（以下「使用」という。）を許可しないものとする。
（１）～（４）　　略	（１）～（４）　　略
（５）　前各号に掲げるもののほか，教育委員会が使用を不適当と認めたとき。	（５）　前各号に掲げるもののほか，指定管理者が使用を不適当と認めたとき。
２　前項の規定は，前条第１項の許可について準用する。この場合において，前項第２号中「施設等」とあるのは「資料」と，同項第５号中「教育委員会が使用」とあるのは，「教育委員会が資料の特別利用」と読み替えるものとする。	２　前項の規定は，前条第１項の許可に準用する。この場合において，前項第２号中「施設等」とあるのは「資料」と，同項第５号中「指定管理者が使用」とあるのは，「教育委員会が資料の特別利用」と読み替えるものとする。
（参観の制限）	（参観の制限）
第８条　教育委員会は，参観者が次の各	第８条　指定管理者は，参観者が次の各

号のいずれかに該当するときは，記念館の参観を制限することができる。 （１）・（２）　　略 （許可の取消し等） 第11条　教育委員会は，使用者が次の各号のいずれかに該当するときは，使用の許可を取り消し，又は使用を停止し，若しくは使用の条件を変更することができる。 （１）～（３）　　略 （４）　第７条第１項各号のいずれかに該当するとき。 （５）　前各号に掲げるもののほか，教育委員会が必要と認めたとき。 ２　前項の規定は，第６条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）について準用する。この場合において，前項中「使用者」とあるのは「第６条第１項の許可を受けた者」と，「使用の」とあるのは「資料の特別利用の」と，「使用を」とあるのは「資料の特別利用を」と，同項第４号中「第７条第１項各号」とあるのは「第７条第２項の規定において準用する同条第１項各号」と読み替えるものとする。 （原状回復の義務） 第13条　使用者又は利用者は，施設等の使用又は資料の特別利用を終了したとき又は第11条第１項（同条第２項の規	号のいずれかに該当するときは，記念館の参観を制限することができる。 （１）・（２）　　略 （許可の取消し等） 第11条　指定管理者は，使用者が次の各号のいずれかに該当するときは，使用の許可を取り消し，又は使用を停止し，若しくは使用の条件を変更することができる。 （１）～（３）　　略 （４）　第７条第１項各号のいずれかに該当するに至つたとき。 （５）　前各号に掲げるもののほか，指定管理者が必要と認めたとき。 ２　前項の規定は，第６条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に準用する。この場合において，前項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と，「使用者」とあるのは「第６条第１項の許可を受けた者」と，「使用の」とあるのは「資料の特別利用の」と，「使用を」とあるのは「資料の特別利用を」と，同項第４号中「第７条第１項各号」とあるのは「第７条第２項の規定において準用する同条第１項各号」と読み替えるものとする。 （原状回復の義務） 第13条　使用者又は利用者は，施設等の使用又は資料の特別利用が終わつたとき又は第11条第１項（同条第２項の規

定において準用する場合を含む。）の規定による使用又は資料の特別利用の許可の取消し若しくは停止を受けたときは，直ちに当該施設等又は資料を原状に回復しなければならない。	定において準用する場合を含む。）の規定による使用又は資料の特別利用の許可の取消し若しくは停止を受けたときは，直ちに当該施設等又は資料を原状に回復しなければならない。

（鈴鹿市資料館条例の一部改正）

第２条　鈴鹿市資料館条例（平成１７年鈴鹿市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
	（指定管理者による管理） 第４条　資料館（大黒屋光太夫記念館（以下「記念館」という。）を除く。）の管理は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により，法人その他の団体であって，教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 （指定管理者が行う業務の範囲） 第５条　指定管理者は，次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　第３条第４号に規定する一般の参観に関する業務 （２）　第８条に規定する参観の制限に関する業務 （３）　施設及び設備の維持及び修繕に関する業務 （４）　前３号に掲げるもののほか，資

	料館（記念館を除く。）の運営に関して教育委員会が必要と認める業務
（参観時間） 第４条　　略 ２　前項の規定にかかわらず，教育委員会が特別の理由があると認めたときは，参観時間を変更することができる。	（参観時間） 第６条　　略 ２　前項の規定にかかわらず，記念館については教育委員会が特別の理由があると認めたときは，参観時間を変更することができる。 ３　第１項の規定にかかわらず，記念館以外の資料館については指定管理者が特別の理由があると認めたときは，教育委員会の承認を受けて，参観時間を変更することができる。
（休館日） 第５条　　略 ２　前項の規定にかかわらず，教育委員会が特別の理由があると認めたときは，休館日を変更し，又は臨時に休館することができる。	（休館日） 第７条　　略 ２　前項の規定にかかわらず，記念館については教育委員会が特別の理由があると認めたときは，休館日を変更し，又は臨時に休館することができる。 ３　第１項の規定にかかわらず，記念館以外の資料館については指定管理者が特別の理由があると認めたときは，教育委員会の承認を受けて，休館日を変更し，又は臨時に休館することができる。
（参観の制限） 第６条　教育委員会は，参観者が次の各号のいずれかに該当するときは，資料館の参観を制限することができる。	（参観の制限） 第８条　教育委員会又は指定管理者は，参観者が次の各号のいずれかに該当するときは，資料館の参観を制限することができる。

（１）～（５）　　略 （６）　前各号に掲げるもののほか，教育委員会が参観を不適当と認めたとき。 第７条～第11条　　略	（１）～（５）　　略 （６）　前各号に掲げるもののほか，教育委員会又は指定管理者が参観を不適当と認めたとき。 第９条～第13条　　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際この条例による改正前の佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の規定により指定管理者がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこれらの条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為で，施行日以後において教育委員会が管理し，及び執行することとなる事務に係るものは，施行日以後においては，教育委員会がした処分その他の行為又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議案第１４号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年２月２１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

公共施設予約システム導入に伴う所要の規定整備を行うについて，地方自治法第９６条第１項の規定により，この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和５７年鈴鹿市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第６条関係） 市立体育館使用料 略 備考 １・２　　略 ３　競技場の一部を使用する場合の使用料は，次の各号に掲げる区分に応じ，この表に定める使用料の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とする。 （１）　競技場の使用面積がその床面積の３分の１を超え２分の１以下である場合　２分の１ （２）　競技場の使用面積がその床面積の３分の１以下である場合　３分の１	別表第１（第６条関係） 市立体育館使用料 略 備考 １・２　　略 ３　競技場の一部を使用する場合において，その使用面積が競技場の床面積の２分の１以下であるときの使用料は，この表に定める使用料の２分の１の額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とする。

４～６　　略	４～６　　略
７　電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は，電灯を使用した時間に次の表に掲げる額（電灯の一部を使用した場合にあっては，次の各号に掲げる区分に応じ，次の表に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額））を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において，１時間に満たない時間は，これを１時間とみなして計算するものとする。 （１）　使用する電灯が３分の１を超え２分の１以下である場合　２分の１ （２）　使用する電灯が３分の１以下である場合　３分の１	７　競技場において電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は，電灯を使用した時間に次の表に掲げる額（競技場の一部を使用する場合において，使用する電灯が２分の１以下であるときは，当該額の２分の１の額）を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において，１時間に満たない時間は，これを１時間とみなして計算するものとする。
略	略
８　冷暖房設備を使用した場合の使用料は，使用した時間に次の表に掲げる額（競技場の一部を使用した場合にあっては，次の各号に掲げる区分に応じ，次の表に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り捨て	８　冷暖房設備を使用した場合の使用料は，使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において，１時間に満たない時間は，これを１時間とみなして計算するものとする。

た額))を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において，１時間に満たない時間は，これを１時間とみなして計算するものとする。 （１）　競技場の使用面積がその床面積の３分の１を超え２分の１以下である場合　２分の１ （２）　競技場の使用面積がその床面積の３分の１以下である場合　３分の１	
略	略
９～11　　略	９～11　　略
別表第２（第６条関係） 市立テニスコート使用料	別表第２（第６条関係） 市立テニスコート使用料
略	略
備考 １～３　　略 ４　市外の者が使用する場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は，この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。	備考 １～３　　略
別表第３（第６条関係） 武道館使用料	別表第３（第６条関係） 武道館使用料
略	略
備考 １～８　　略 ９　市外の者が武道場を使用する場	備考 １～８　　略

合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は，この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。ただし，電灯使用料及び冷暖房使用料は，この限りでない。	
別表第５（第６条関係） 石垣池公園陸上競技場及び野球場使用料 略 備考 １～７　　略 ８　市外の者が使用する場合（一般公開日における個人及び団体の使用の場合を除く。）の使用料は，この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。	別表第５（第６条関係） 石垣池公園陸上競技場及び野球場使用料 略 備考 １～７　　略
別表第７（第６条関係） 市立西部体育館使用料 略 備考 １～５　　略 ６　午前９時から午後５時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は，電灯を使用した時間に550円（使用した電灯が２分の１以下であるときは，当該額の２分の１の額）を乗じて得た額を	別表第７（第６条関係） 市立西部体育館使用料 略 備考 １～５　　略 ６　午前９時から午後５時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は，電灯を使用した時間に550円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において，１時間に満たない時

使用料に加算した額とする。この場合において，１時間に満たない時間は，これを１時間とみなして計算するものとする。	間は，これを１時間とみなして計算するものとする。
７　　略	７　　略
８　市外の者が使用する場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は，この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。ただし，電灯使用料は，この限りでない。	
別表第９（第６条関係）	別表第９（第６条関係）
１　市立西部野球場使用料	１　市立西部野球場使用料
略	略
２　市立西部テニスコート使用料	２　市立西部テニスコート使用料
略	略
備考	備考
１～７　　略	１～７　　略
８　市外の者が使用する場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は，この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。	
別表第11（第６条関係）	別表第11（第６条関係）
鼓ケ浦サン・スポーツランド使用料	鼓ケ浦サン・スポーツランド使用料
略	略
備考	備考
１～７　　略	１～７　　略
８　市外の者が使用する場合の使用	

料は，この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。	
別表第13（第６条関係） 桜の森公園野球場使用料 略 備考 １～６　　略 ７　市外の者が使用する場合の使用料は，この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。	別表第13（第６条関係） 桜の森公園野球場使用料 略 備考 １～６　　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和４年７月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の別表第１から別表第３まで，別表第５，別表第７，別表第９，別表第１１及び別表第１３に規定する運動施設の使用に関し必要な手続その他の行為については，この条例の施行の日前においても，これらの規定の例により行うことができる。

議案第１５号

鈴鹿市消防団条例の一部改正について

鈴鹿市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年２月２１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市消防団条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

消防団員の報酬等の見直しを行うについて，地方自治法第９６条第１項の規定により，この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市消防団条例の一部を改正する条例

鈴鹿市消防団条例（平成２６年鈴鹿市条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（欠格事由） 第５条　次の各号のいずれかに該当する者は，消防団員となることができない。 （１）　略 （２）　第11条の規定に基づき免職の懲戒処分を受け，当該処分の日から２年を経過しない者 （３）・（４）　略 （報酬） 第６条　消防団員の報酬は，年額報酬及び出動報酬とする。	（欠格事由） 第５条　次の各号のいずれかに該当する者は，消防団員となることができない。 （１）　略 （２）　第12条の規定に基づき免職の懲戒処分を受け，当該処分の日から２年を経過しない者 （３）・（４）　略 （報酬） 第６条　基本団員の報酬は，４月１日から翌年３月31日までの期間について，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額を支給する。 （１）　団長　82,500円 （２）　副団長　69,000円 （３）　分団長　50,500円 （４）　副分団長　45,500円 （５）　部長　37,000円

	（６）　班長　37,000円 （７）　団員　36,500円
２　年額報酬は，４月１日から翌年３月31日までの期間について，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額を支給する。 （１）　基本団員　次のアからキまでに掲げる区分に応じ，当該アからキまでに定める額 ア　団長　82,500円 イ　副団長　69,000円 ウ　分団長　50,500円 エ　副分団長　45,500円 オ　部長　37,000円 カ　班長　37,000円 キ　団員　36,500円 （２）　大規模災害対応団員　6,000円	２　大規模災害対応団員の報酬は，４月１日から翌年３月31日までの期間について，6,000円を支給する。
３　出動報酬は，消防団員が別表の左欄に掲げる業務に従事した場合に支給し，その額は，同欄に掲げる区分に応じ，同表の右欄に定める額とする。	
４　第２項の規定にかかわらず，同項の期間の途中において次の各号のいずれかに該当する場合は，それぞれ勤務した期間に応じて日割りにより計算した額を支給する。 （１）～（４）　略	３　前２項の規定にかかわらず，前２項の期間の途中において次の各号のいずれかに該当する場合は，それぞれ勤務した期間に応じて日割りにより計算した額を支給する。 （１）～（４）　略
５　略	４　略
（費用弁償） 第７条　消防団員が公務のため旅行した	（費用弁償） 第７条　消防団員が次の各号のいずれか

場合は，次の各号に掲げる旅行の区分に応じ，当該各号に定める額を費用弁償として支給する。 （１）　市内における旅行　300円 （２）　前号に掲げる旅行以外の旅行　鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第４号）の例により算定した額	に該当する場合は，費用弁償を支給する。 （１）　火災の鎮圧に関する業務に従事した場合 （２）　火災の予防及び警戒に関する業務に従事した場合 （３）　地震，風水害等の災害の予防，警戒，防除等に関する業務に従事した場合 （４）　消防に関する教育，訓練，訓練指導等に従事した場合 （５）　消防団が主催する会議に出席した場合 （６）　前各号に掲げるもののほか，消防団長が必要と認めた場合
２　前項第２号の場合において，鈴鹿市職員の旅費に関する条例別表第１中「７級以上の職務の級にある者」とあるのは「団長」と，「６級以下の職務の級にある者」とあるのは「団長以外の消防団員」と読み替えるものとする。	２　前項の費用弁償の額は，同項各号に掲げる区分に応じ，規則で定める額とする。 （旅費） 第９条　消防団員が公務のため市外（旅行雑費にあっては，県外）に出張した場合は，旅費を支給することができる。 ２　旅費の支給，計算及び調整について

第９条～第13条　　略

別表（第６条関係）

業務	報酬の額
火災の鎮圧及び地震，風水害等の災害の予防，警戒，防除等に関する業務	日額8,000円（従事する時間が４時間未満の場合にあっては日額5,500円とし，従事する時間が午後12時を超えた場合にあっては２日分を支給する。）
火災の予防及び警戒に関する業務	日額5,000円
消防に関する教育，訓練，訓練指導等	日額5,000円
行方不明者の捜索に関する業務	日額5,000円

は，鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第４号）の規定を準用する。この場合において，同条例別表第１中「７級以上の職務の級にある者」とあるのは「団長」と，「６級以下の職務の級にある者」とあるのは「団長以外の消防団員」と読み替えるものとする。

第10条～第14条　　略

消防団本部又は消防本部が開催する幹部会議等への出席	日額3,000円
各分団の車両又は資機材の点検等	日額1,500円
その他消防団長が必要と認める業務	日額1,500円

附　則

（施行期日）

1　この条例は，令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第６条及び第７条の規定は，この条例の施行の日以後に支給すべき事由を生じた報酬及び費用弁償について適用し，同日前に支給すべき事由を生じた報酬及び費用弁償については，なお従前の例による。

議案第１６号

市道の認定について

次の路線を市道に認定する。

令和４年２月２１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

市道認定路線調書

（　別　紙　）

提案理由

市道路線として認定するについて，道路法第８条第２項の規定により，この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点 終点	主要な経過地	延長（m） 幅員（m）
023175	汲川原 175 号線	汲川原町字内外垣内 汲川原町字内外垣内	汲川原町	68.0 5.9～ 7.4
083431	安塚 431 号線	安塚町字源平塚 南玉垣町字玉垣	安塚町	633.0 8.2～15.2
083432	安塚 432 号線	安塚町字源平塚 安塚町字源平塚	安塚町	202.2 8.8～14.1
083433	安塚 433 号線	安塚町字山ノ花 安塚町字源平塚	安塚町	135.3 9.0～16.3
083434	安塚 434 号線	安塚町字源平塚 末広町字野瀬	安塚町	370.3 9.0～18.2
123866	北玉垣 866 号線	北玉垣町字細田 北玉垣町字山上	北玉垣町	308.6 9.1～16.6
123867	北玉垣 867 号線	北玉垣町字細田 北玉垣町字小塚	北玉垣町	282.4 7.6～21.3
123868	北玉垣 868 号線	北玉垣町字山上 南玉垣町字玉垣	北玉垣町	600.7 7.6～27.4
123869	北玉垣 869 号線	北玉垣町字根洞 南玉垣町字玉垣	北玉垣町	232.9 6.2～16.2
123870	南玉垣 870 号線	南玉垣町字玉垣 南玉垣町字玉垣	南玉垣町	478.5 6.6～24.4
123871	北玉垣 871 号線	北玉垣町字根洞 南玉垣町字玉垣	南玉垣町	223.4 9.5～21.5
123872	南玉垣 872 号線	南玉垣町字玉垣 安塚町字源平塚	安塚町	183.7 7.9～12.8
123873	末広北一丁目 873 号線	末広北一丁目 末広南三丁目	末広北一丁目	659.6 8.9～21.5

123874	末広北一丁目 874 号線	末広北一丁目	末広北一丁目	814.1
		野町字西山		9.5～20.3
123875	末広南三丁目 875 号線	末広南三丁目	末広南三丁目	169.0
		石垣二丁目		10.9～13.7